



関中央ロータリークラブ

2018-2019 WEEKLY REPORT

例会日：毎週木曜日 18時30分 例会場：関観光ホテル 住所：関市池尻 91-2
 事務局：関市西本郷通 5-2-53 TEL (0575) 24-7332 FAX (0575) 23-5278
 会長 波多野篤志 副会長 古田博文 幹事 吉田和也 クラブ会報委員長 塚原康寿

2018~2019年度 関中央ロータリークラブ会長テーマ
「自ら行動するロータリーへ！」



インスピレーションになるう

4つのテスト 1. 真実かどうか 2. みんなに公平か 3. 好意と友情を深めるか 4. みんなのためになるかどうか

本日のプログラム 第1967回例会 2019年2月21日(木)

卓話 関消防署長 細野 正則 様

テーマ 「緊急消防援助隊とは」 / 担当 青少年育成委員会

前例会の記録 第1966回 2019年2月14日(木)

卓話 関税務署副署長 谷端 富士男様

〃 法人課税第一部門統括国税調査官
 梅村 明史様

テーマ 「消費税軽減税率制度の概要」

担当 ロータリー情報委員会

*国歌「君が代」斉唱

*ロータリーソング「奉仕の理想」斉唱

*4つのテスト唱和 R情報委員会 佐藤委員長

*植松努氏及び関市PTA連合会「思うは招く」特別講演会への協賛依頼について

関市PTA連合会 会長 後藤 豊郎様

S・QUB事務局長 太田 尚文様

*お客様の紹介

関税務署副署長 谷端 富士男様

〃 法人課税第一部門統括国税調査官
 梅村 明史様

*会長あいさつ 波多野篤志会長

早いもので前回の例会の時のご挨拶で1月20日の日曜日から大寒に入りましたと言いましたが、今月の2月4日には立春を迎えました。暦の上では、一年で最も寒い時期から約2週間で春に向かっていくことに成ります。まだまだ寒い日が続きますので体調管理等には十分注意していただきたいと思います。



話は変わりまして、先週の例会は、職場例会ということで、関の安桜山に登っていただき展望台をご覧いただきました。職業奉仕委員会の伊佐地委員長、ご苦労様でした。会員の皆さんも十数名参加していただきまして、大変ご苦労様でした。当日は天気も良く散策日和だったと思います。私は、会社の安全祈願祭と重なってしまい、参加できませんでしたので、大変残念に思っています。今回の展望台は、会員の方の設計ですし、わかくさトンネルの施工に携わり開通させてから安桜山に登る機会が無かったの

で、次の機会があれば登ってみたいと思います。

私はこの日、伊勢の猿田彦神社と伊勢神宮内宮を参拝してきました。猿田彦神社は、よく建設の神様と言われますが、本来 猿田彦大神は、ものごとの最初に御出現になり万事最も善い方へ“おみちびき”になる大神様です。交通安全・方位除けの神社として信仰されています。本殿の前に、八角形の石が置いてあり、ここが猿田彦神社で、最もパワーが集中するポイントだそうです。この八角形の石柱は、方位石で、昔の神殿跡の印で“十干十二支(じゅっかんじゅうにし)”で方位が刻まれています。石の触り方について神社で特に定めた触り方はありませんが、風水では、仕事運「亥→卯→未」、金運「巳→酉→丑」、家庭運「申→子→辰」、人気運「寅→午→戌」とされていますので参考にしてください。次に行った、伊勢神宮内宮は、皆さんもよく行かれていますし、よくご存じだと思います。当日は、天気も良く参拝日和でした。内宮・おかげ横丁と散策してきました。平日ではありましたが、おかげ横丁は大変賑わっていました。毎年参拝に行きますので、立ち寄るお店も一緒ですが、お酒好きの方には大変残念でしたが、地酒を試飲できる白鷹さんが休みで目的が達成できずガッカリしている方も見えました。これも日ごろの心がけかなと思いました。伊勢神宮は、いつ行っても神秘的で癒される場所だと思います。多くの方にご利益があることを期待しています。

本日は、貴重な税金・消費税についてのお話をし
て頂けます。わたくしも大変興味深く拝聴したい
と思いますので、ご挨拶はこの辺とさせていただきます。

*卓 話

関税務署副署長 谷端富士男様

テーマ

「消費税軽減税率制度の概要」

今国会の冒頭、安倍総理大臣の所信
表明演説において、10月からの10%への引き上げと
軽減税率の導入を明言されましたので、過去2回に
渡って延期となっていました。3回目の延期はない
ものと思われます。

今日は10月の消費税の引き上げと同時に実施さ
れます「消費税の軽減税率制度」を中心に、お手元



の「よくわかる消費税軽減税率制度」というパンフ
レットを使って説明いたします。時間的なこともあり
ますし、また出席者の皆様が企業の経営者の方が
多いと思いますので、実務的なところは説明を省略
させていただきます。

(パンフレットより一部抜粋)

軽減税率制度ってなに？

実施時期はいつなの？→平成31年10月1日

(消費税率引上げと同時)

税率はどうなるの？→標準税率10%

軽減税率8%

軽減税率の対象品目は何？

→○酒・外食を除く飲食料品

→○週2回以上発行される新聞

(定期購読契約に基づくもの)

軽減税率の対象品目①

飲食料品…飲食料品とは、食品表示法に規定する食
品(酒類を除きます)をいい、一定の一体資産を含
みます。外食やケータリング等は、軽減税率の対象
品目には含まれません。※食品表示法に規定する「食
品」とは、全ての飲食物をいい、人の飲用又は食用
に供されるものです。また「食品」には「医薬品」、
「医薬部外品」及び「再生医療等製品」が除かれ、
食品衛生法に規定する「添加物」が含まれます。

新聞…軽減税率の対象となる新聞とは、一定の題号
を用い、政治、経済、社会、文化等に関する一般社
会的事実を掲載する週2回以上発行されるので、定
期購読契約に基づくものです。

軽減税率の対象品目②

一体資産の取り扱い…「一体資産」とは、おもちゃ
付きのお菓子のよう、食品と食品以外の資産があ
らかじめ一体となっている資産で、その一体となっ
ている資産に係る価格のみが提示されているものを
いいます。一体資産のうち、税抜価額が1万円以下
であって、食品の価額の占める割合が2/3以上の場
合、全体が軽減税率の対象となります。(それ以外は
全体が標準税率の対象となります。)

外食・ケータリング等…外食やケータリング等は軽
減税率の対象となりません。※テイクアウトや飲食
料品の出前・宅配等は、軽減税率の対象となります。

帳簿及び請求書等の記載と保存

○仕入れ税額控除の要件

(平成 31 年 10 月 1 日～平成 35 年 9 月 30 日)

課税事業者の方は、仕入れ税額控除の適用を受けるためには、区分経理に対応した帳簿及び区分記載請求書等の保存が必要となります(区分記載請求書等保存方法)。

消費税額の計算と税額計算の特例

○軽減税率制度実施後の税額計算

軽減税率制度実施後は、消費税率が軽減税率と標準税率の 2 つとなることから、売上げと仕入れを税率ごとに区分して税額計算を行う必要がありますが、売上税額から仕入れ税額を控除するといった消費税額の計算方法は現行と変わりません(適格請求書等保存方式の導入後も同様です)。

○中小事業者の方の税額計算の特例

軽減税率制度が実施される平成 31 年 10 月 1 日から一定期間、売上げ又は仕入れを軽減税率と標準税率とに区分することが困難な中小事業者に対して、売上税額又は仕入れ税額の計算の特例が設けられています。(注 1) 中小事業者とは、基準期間(法人:前々事業年度、個人:前々年)における課税売上高が 5,000 万円の事業者をいいます。

○適格請求書等保存方式(いわゆるインボイス制度)の導入(平成 35 年 10 月 1 日～)

平成 35 年 10 月 1 日以降は、区分記載請求書等の保存に代えて、「適格請求書」等の保存が仕入れ税額控除の要件となります。(適格請求書等保存方式)

○適格請求書とは…適格請求書とは、「売手が、買手に対し正確な適用税率や消費税額等を伝えるための手段」であり、一定の事項が記載された請求書や納品書その他これらに類する書類をいいます

○適格請求書発行事業者登録制度

・適格請求書を交付できるのは、適格請求書発行事業者に限られます。

・適格請求書発行事業者となるためには、税務署長に「適格請求書発行事業者の登録申請書」を提出し、登録を受ける必要があります。

なお、課税事業者でなければ登録を受けることができません。

基準の課税売上高が 1000 万円以下の事業者は原則として消費税の納税義務が免除されますが、適格請求書発行事業者の登録を受けた事業者は、基準期間の課税売上高が 1000 万円以下であっても、登録を取り消さない限り消費税の納税義務が免除されません。

○適格請求書発行事業者の義務等(売手側の留意点)

適格請求書発行事業者には、適格請求書を交付することが困難な一定の場合を除き、原則、取引の相手方(課税事業者に限ります)の求めに応じて適格請求書を交付する義務及び交付した適格請求書の写しを保存する義務が課せられます。

軽減税率対策補助金

①複数税率対応レジの導入等支援(A型)

②電子的受注発注システムの改修支援(B型)

③区分記載請求書等への対応支援(C型)

インボイス制度を含む、軽減税率制度に関するお問い合わせは「消費税軽減税率電話相談センター」の専用ダイヤルで受け付けています。また、転嫁・便乗値上げ等に関する問い合わせは「消費税価格転嫁等総合センター」で受け付けています。本日もご出席の皆様へのニーズに応じて、これらの相談窓口をご活用いただければと思います。

最後の 1 点お願いです。本日、ご説明したとおり、軽減税率制度の関係では、請求書の様式変更や経理システムの変更に伴うシステム改修を含め、日々の業務を行うに当たり、皆様方に対応いただかなければならないことがあります。本日、ご出席の皆様におかれては、本日、説明した制度変更に伴い、どのような対応が必要になるのかということをご確認いただくとともにそれに対する対応を、皆様方の事業計画とも照らし合わせながら、いつまでに行うのかというスケジュールについてもご検討頂く必要があると思います。

*出席委員会

会員数 32 名、本日の出席 18 名です。

*ニコボックス委員会

・会長・副会長・幹事

関税務署副署長 谷端富士男様、法人課税第一部門
統括国税調査官 梅村明史様 本日の卓話宜しくお
願い致します。

・広瀬恒行君

今日はチョコレートを一個だけもらいました。

18名のご投函ありがとうございました。

***幹事報告**

・例会終了後、理事・役員会を行います。

・喜久生明男さんが、2月15日午前7～8時の間の数分間、めざましテレビに出演されます。

<次例会の案内>

第1968回 2019年2月28日（木）

会員卓話 尾崎 将之会員

テーマ「あなたの知らない麻酔科医の生態」

担 当 ニコボックス委員会